

# 会議録

|             |   |
|-------------|---|
| 会議の名称及び会議の回 | 第5回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会   |
| 開催日時        | 令和6年2月9日(金)午後7時00分～午後8時30分  |
| 開催場所        | 飯田市役所本庁舎 C311~C312  |
| 出席委員氏名(敬称略) | 川島一慶、中島正韶、三沢亜紀、小林正彦、田中雅孝、<br>織田顕行、大平一真、川口充央、吉澤章、原英章                             |
| 出席事務局職員     | 熊谷教育長、秦野教育次長、<br>伊藤生涯学習・スポーツ課長、<br>本島生涯学習・スポーツ課長補佐兼社会教育係長、<br>松下統括支援担当専門主査、矢澤主事 |
| 会議の概要       | 以下のとおり  |

司会：秦野次長

## 1 開会

お時間になりましたので第5回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会を開催させていただきます。始めに教育長からご挨拶をさせていただきます。

## 2 教育長あいさつ

(熊谷教育長)

皆さん、こんばんは、本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

今週は、暦の上で春になりましたが雪が降ったり、朝に霜がしっかり降りているというような状況で、まだまだ春に近づいてはいるんですが、冬の名残を残してるなどそんなふうを感じるところでございます。

飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会でございますが、展示内容をより良いものにする。そして、さらなる祈念館の活用を進めていく。そんなことを目的にして、展示・活用のあり方について幅広く様々な立場の市民の皆さんからご意見をいただくという場として設置をいたしまして、今回で5回目を迎えることとなりました。それぞれの委員の皆様については、先ほど申し上げました通り、お忙しい中やりくりをしていただいて、遅い時間ではございますが、ご参加いただいておりますことに心より感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

前回の展示活用検討委員会では、平和資料収集委員会の皆さん方が作成し提案をいただいた731部隊に所属されていた方の証言パネルを見ていただいて、様々なご意見をいただきました。いただいたご意見の中には、地域社会の戦争体験の展示として、731部隊の展示は必要だというご発言や、ご遺族の心情に向き合う必要、子供の心のケア、公の祈念館として不特定多数の大勢の方に展示する場ということを考える必要、こういった様々な証言パネルにおける課題について、ご指摘をいただいたかというふうに認識をしております。

前回は、時間の都合で十分にご意見をいただけなかったところがありましたので、再度ご意見をいただければというふうに思っております。

飯田市教育委員会では、平和祈念館の展示以外に平和を語り継ぐための学習活動として、先月高校生や若者を対象としたピースゼミを行い、元満蒙開拓団の方のお話を聞く講座を行いました。高校生の皆さんが、熱心に聞いて、質問をするという姿が大変印象的でした。また、小学校の国語の単元の中で戦時中のお話を使った学習教材があるわけですが、その授業で戦時中の服を貸出、学習理解を深めてもらうというようなことも考えているところでございます。こうした活動を通して、平和・人権・多文化理解というようなことについて、大切にしていきたいと思います。

本日は、遅い時間ではございますが、ぜひ建設的なご意見をいただきたいというふうに思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

(秦野次長)

それでは、協議事項、報告事項と入らせていただきます。これからの進行は、座長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(座長)

それでは、協議報告事項に入らせていただきます。協議事項としまして第4回の飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会でいただいた意見についてご協議いただきまして、続いて報告事項として小中学校への貸出教材について議題とさせていただきます。それではお願いいたします。

### 3 協議事項

#### ・第4回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会でいただいた証言パネルに関するご意見

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

それでは、資料ナンバー1をご覧くださいと思います。第4回では、平和資料収集委員会の皆さんからご提案いただいた、731部隊に所属されていた方の証言パネルをご覧ください、委員の皆様からご意見を頂戴いたしております。

飯田市平和祈念館に731部隊に関する展示を行う責任や、口述史料の基本的な捉え方について、専門的な知見に基づきご発言がございました。1つ目の「平和祈念館に731部隊に関する展示をすること」については、まず、「平和祈念館とはどういうものか」ということについて、市民が思想、信条を越え戦争の歴史を共有していくための対話の場であること。市民と世界の人々とも結びつけていく場であること。世界に開かれた歴史史料を提供するパブリックな市民的公共空間であるというご意見もいただいております。その上で、731部隊に関することを提示することにつきましては、平和祈念館の設立趣旨に、「当地域の満蒙開拓の歴史をはじめとした内外の」という文言がございまして、地域社会との関わりを意識した内容にする必要があるということで、特に731部隊については、満洲国を母体として構築され、731部隊での体験に、苦悩して人生を送ってきた方がいるということから、地域社会の戦争体験として731部隊を解説するパネル展示を行う意義があるのではないかというご意見でございます。

また、歴史史料の展示物をどう受け止めるかという歴史的な価値判断に関わることについては、

多様な思想、信条を有する自立した個人として、参観者に判断を委ねるそういった展示のあり方が望ましいこと。また、展示のあり方は、市民間のコミュニケーションを通じて合意形成を図っていくことが大事である。といったご意見もいただいております。特に、日本の社会の中では、戦争加害の歴史をめぐる問題は、封印されてきた。戦争責任の本質は不問に付されてきたという状況がございますし、地域においても、戦後長い間加害体験を語ることがタブー視されてきおりましたが、近年になってから、満州移民をめぐる指導者責任や、外国人への加害実態などの戦争の歴史が語られつつあるということで、そのような状況から、地域社会から加害の戦争責任を含めた戦争の歴史を共有し、対話を深め次世代に伝えていくことは現在を生きる私たちの責任だと思う。731部隊の問題は、特に加害をめぐる戦争責任は、極めて厳しく強固に封印されてきた象徴的な存在だが、そうした厳しい社会的軋轢がある中、731部隊の元隊員の方が語り手として、勇気ある証言をされたことに敬意を表したい。そういったご意見がございました。

2つ目でございます。口述史料の基本的な捉えにつきまして、歴史史料を大きく分けると口述史料と文献史料この2つがあり、両史料に優劣はなく、歴史学が求める、事実立脚性に依拠した客観性を追求するための史料批判が必要になってくる。歴史史料につきまして、主観的な要素を完全に排除した史料はなくどちらも不完全な要素も抱えているということでございます。その上で、口述史料につきまして、語り手と聞き手の対話の相互行為によって形成され、主観的要素が強いこと。聞き手と語り手しか分からない部分があるため、第三者が文字として知る事ができたとしても、全てを理解できるわけではない。語られた状況の氷山の一角を伝えているのが文字化された口述史料と考える必要があり、再検証するには、限界性があるということでございます。さらに、現在を生きる人間として主観的に解釈した過去の記憶も含まれており、その中には人から伝え聞いた情報が、集成的な記録として語られることもあり、現実の経験でなく、現時点の推測に基づいて語られる部分もあるということでございます。そういった状況から、口述史料につきましては、文字として書いたり、映像や音声など、様々な記憶媒体があり、多くの場合はこれらの史料が、重層的に複合している。そういった特徴があるということでございます。また、史料批判の視点でございますけれども、語り手と聞き手がどのような社会的条件の中で語っているのか。語り手がどんな人生経験を追って、語る場にきているのか、どんな意思と動機に基づいて語っているのか。聞き手としてどのような、意図で聞いているのか。文字化されていない部分は、何なのかということも含めて批判的に考えないといけないということでございます。続いて資料2ページをお願いいたします。

こちらが、731部隊の証言に関するご意見でございます。公の施設、祈念館でどこまで責任を持てるのか、正確性・反証がもてるのか非常に不安である。公設の祈念館である以上、内容を是とする人の多さという意味で、客観性を確保すべき。広く議論の場を提供するといった視点が必要ではないか。口述史料は、大事だという前提でありますけれども、パネルとすると、語っている方の反証尋問がないということと、しかも、パネル化のために、誰かが記録することは、再伝聞になってしまう。史料批判が難しい。というご発言がございました。それから、証言パネルとして、聞き取った人の主観をそのまま出すという形には、大きな不安がある。ということでしたが、その反面で証言は全て伏せてしまう事も問題であり、隣にある図書館に証言に関する図書があることを紹介するなど、詳しく知りたい人には、情報提供するようなやり方で生の記録を読み

る機会を設けるなど、そういったこともご提案としてございました。短くまとめた証言パネルを設置することには非常に慎重な意見であるというご意見もございました。続きまして、1枚のパネル展示として、限られた文字数の中で、収めることは、証言者の方が話した文脈の中で、なぜその言葉を使ったのか。参加者が理解することは難しいということで、パネル展示には限界があるというご意見もございました。口述史料に基づく展示を行うのであれば、全文脈を理解できるように提示するなど、先行している施設の創意工夫に学びながら、重層的な展示のあり方を研究すべきではないかということのご意見から、パネル展示にこだわる必要はないというお考えもございました。続きまして、語り手の遺族の同意が得られなかったことについてでございますけれども、戦争責任をめぐる戦争の重圧のもと苦悩されてきた方々であり、ご遺族の心情に真摯に向き合う必要がある。飯田市が行政行為として許諾を求めた行為の意味はとても重いというご発言もございました。続きまして、教育的な配慮の視点で、3点ほどいただきました。現在、学校教育現場の中では、心のケアということが、課題となっているということから、ケアの視点から平和教育を考えていくべきで、見学者の関心に応じて主体的に学ぶことができる。そういった重層的な史料配置の工夫が必要ではないかということ、それから、上郷小学校の見学した児童の感想から、重層的に学び続けられるような機会となっている一方で、見学後に怖い暗いところを歩けなくなったというような、感想を持つ子供いることもわかり、どこまで公の施設で展示していくかということについては、しっかり考える必要があるというご意見もございました。合わせて、展示を一般のみならず、子供も含めた学びの場とする時については、怖さをどこまで強めるのか。ケアの必要性の話聞く中で、大変気になったというご意見もございました。731部隊の解説パネルにつきましては、飯田市として不特定多数の大勢の方に展示する場あるということは常に考える必要があること。また、パネル展示には限界がある。開館前の団体との意見交換の中で、みんなが納得できるものを展示してほしいというご意見がありましたが、そのような意見は、なかなか難しいのではないかとご発言もございました。証言を公の場で展示し、多くの人に見てもらうには、責任を持ってこの体験を社会で受け止める。そういった覚悟も必要であるということ。そのことで、証言者の皆さんが抱えてきた苦しみ解放されたり尊厳が回復される。そういった考え方もご発言もございました。また、大変貴重な731部隊の隊員の方が持ち帰った医療機器については、その方が託された、経緯と共にその方が関わった731部隊とは何だったのか。なぜ加害者になってしまったのか。戦後どのような思いを抱えて生きてきて、これらの史料をその方に託したのか、それを私たちが今見ており、その辺のストーリーをまとめた、パネルを2枚ぐらいにまとめるという方法もあるのではないかとご提案もいただいております。

戦争中の731部隊のような状況ばかりでなく、この地域の戦争中の暮らしぶりを子供たちが聞いたりすることも、学びとして多面的であり様々な立場から重層的に学ぶことが必要ではないか。特に子供に対してこういったご発言もございました。

あと1点だけ、展示に関する遺族の同意に関することで報告をさせていただきます。昨年10月の末でございますが、第4回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会の直前くらいの時期でございますが、お一人のご遺族から展示の承諾に関する書類が教育委員会の方に届いております。内容は、証言者のご本人の名前を出さない条件で承諾を求めるというものでございましたが、ご親族で話し合いを行った結果として、同意いたしかねますという内容でございます。こういったこ

とから、私どもとしまして、加害の歴史に関して、残されたご遺族の心情に真摯に向き合う必要があるということを改めて、再認識する機会となりました。資料の裏のページをご覧いただきたいと思います。(2)のところに展示内容の基本的な考え方、これは開館に向けて整理をしたものでありますけれども、前回の会議で、多くの皆さんからご意見をいただいておりますが、それぞれここにありますが、7つの基本的な考え方に関して、前회ご発言をいただいたというふうに思っておりますので、こういったことを参考にしながら引き続きまた本日ご意見を頂戴できればと思います。説明は以上でございます。

(座長)

ただいま、報告を含めた形でですね、前回の会議での意見をまとめたものに合わせて若干追加をしたお話がございました。ただいまの報告について、ちょっと聞いておきたい。ちょっと確認しておきたいこと等ございましたら出していただきながら、先ほど教育長のお話がありましたようにですね、この平和祈念館の731部隊の証言のパネル化ですね、その課題と言いますか、それについて、再度さらに意見を出してほしいということでございました。前回確かに色々述べたんですけども、具体的に収集委員会の方のパネルを見ながら、この関連の展示で、どういったふうがいいのか、あるいは、どういうふうな形にすれば、今述べられたような課題のいくつかには応えられるのであろうとか、色々な思いや疑問やらあるのではないかと、推察するわけでございますので、最初に、きっかけとして、取り掛かりとして今の事務局の方からのご発言、報告について質問とか、意見がありましたらそれで進めていただけますか。12番さん。

(12番の委員)

今ですね、伊藤課長のお話の中、誤りがあるのでちょっと訂正したいと思うんですが。語り手の遺族の同意が得られなかったということを盛んに強調しておられましたが、Aさんのことを言ってるんだと思うんですが、他のCさん、Dさん、Bさんについては許可が、展示していいよという返事が来てるんじゃないですか。なんか、全部家族の話し合いが行われた結果、全部ダメだったっていうふうなふうに聞こえるんですが。そうじゃないでしょう。

(座長)

このことについて、委員の皆さん、さらになんか重ねて質問とかありますか。ないようですので、それではお願いします。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。私の説明の中で、お1人の方のご遺族と説明をさせていただいておりますので、全員ではございません。

(座長)

はい。どうぞ。

(12番の委員)

Aさんの家族会議ではということなんですけど、もう1回確認しときたいんですがAさんはもうすでに亡くなっております。で、長男と次男も亡くなっております。それで、孫が話したり、あるいはその奥さん、Aさんの奥さんなんか話したんだと思うんですが、Aさんの長男のですね、長男の奥さんは、名前さえ出さなければ展示していいですよっていうふうに言っております。これは私のうちのすぐ近くです。何回も確認しております。それからBさん、Cさん、D

さんについてはですね、教育委員会から、聞いた時にですね、展示してもいいよって返事をするわけですよ。そこんところははっきりして、討論してもらいたいと思うんですが、そこに間違いはないですね。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。今の方ですが、実は教育委員会としては、開館前に展示の意思確認をしておりましたので、特にそういった動き、再度確認するっていうことはしておりませんでした。私どもにそういった郵便物が届いた後、教育委員会としてはそういった心当たりがなかったものですから、ご親族の代表の方に連絡を取ったところ、教育委員会ではないところから、名前を伏せる形で、承諾をという、同意をしてほしいそういった内容でございましたが、私どもに送られてきたものについては、その資料を見た上で、ご親族の中で話をされた上での、同意にいたしかねますということが、記載をされた書類が届いておりますので、その辺については今お話があった方含めた御親族での、検討の結果の答えというふうに受け止めております。

(座長)

ということですが、それでいいですか。

(12番の委員)

Aさんについては、1991年の平和のための戦争展に、講演していただいて、その時に、私はもう先が短いから、ぜひ若い人にこの私がやってきたことをぜひ、知らせたいということで、ビデオでも撮っておりますし、あそこに書いてあるように、私はマルタを300体解剖したというような話をしてくれたわけです。それで、このことはですね、全国の新聞社、これは共同通信を通じていろんな新聞社、全国の大分合同新聞とか伊勢新聞とか中国新聞とかいろんな新聞社が、このことについてですね、731部隊のことを展示するかどうかということで、非常に注目しておるわけです。で、日本だけでなく、中国の新華社という新聞社もですね、わざわざ見えて、これをぜひ展示してほしいということを言っておるわけです。で、私が言いたいのはですね、本当に飯田市平和祈念館をより良いものにしていくためにはですね、そういった、Aさんの遺言みたいなものをですね、やっぱりこう生かしてぜひ展示してもらいたいというふうに思うし、それから、上郷小学校やいろんな子供たちにもですね、戦争の恐ろしさってのを本当にすごいもんだということもやっぱり分からしていきたいなというふうに思っておりますので、なんとしてもこの、あそこを墨で塗ってあって、ちょっと異常な感じなんですけど、あれをカラーにして、綺麗にしてですね、ぜひ展示してほしいと。資料収集委員会としてもこれを責任持って出してるそういうパネルですので、ぜひその辺を理解してほしいというふうに思います。以上です。

(座長)

司会として、ちょっとお聞きしておきたい確認しておきたいような気持ちがあるんですが、遺族の方にですね、教育委員会の方で、検討委員会で審議をするわけですが具体的な、展示パネルを、内容ができたところで、こんなもんでどうかと、こんなような形で、ご相談がいただけるのでしょうか。どうかというふうに、こうするような会で検討してくれた結果となるんじゃないかというふうに思うわけで、今これは1つの案として、収集委員会さんの皆さん方が、ご苦労されたものですが、まだこれで展示するっていうのは、決まってるわけじゃないのでご遺族の中にこれでいいですか、って聞くことは、どういうことなんだろうというふうには、私は思ってお

ったんですけれども、私がおかしいでしょうかね。731部隊の隊員の証言のパネル化ですね、これをどういうふうな形で、どういうふうにしていけばいいのかっていうところに戻しましてですね、ざっくばらんにご意見をいただきたいということです。で、今日のご報告の中にもありましたように、色々な心配な点とか2枚とか何枚でまとめるのしんどいんじゃないかというようなご意見もあるわけでございますので、どういうところで調整しながら、どうすればいいのか、でもやっぱりなんか他の方法があるんじゃないかとかね、話が進んでいくといいのかなというふうに、思って今ここにおるわけでございます。あの、しっかり助けていただきたいこともございますので、ご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。指名はしません。10番さん、聞こえておりますか。

(10番の委員)

聞こえております。はい、大丈夫です。

(座長)

はい、お願いします。8番さん。

(8番の委員)

貴重な731部隊の体験された方の証言っていうのは、語り手にとっては大変重たいことだし、歴史的価値のあるものなので、何らかの方法で、地域社会に広く展示するということが望ましいだろうというのが、私の基本的考え方です。それを前提にしての話だけど、史料論的な話でいくつか確認しときたいことがあるんです。

この展示した資料(証言パネル)が、本当はコピーして手元にあるといいんだけど、ここだと、私は眼が悪いので、なかなか細かいとこまで見えないんです。間違いあるかもしれませんけれども、あったら指摘してください。

左側のDさん証言だけど、確か合成した資料で書いてある。だから、おそらくDさんが書いた著作と平和資料収集委員会の皆さんが独自に聞いた口述史料を、合体させたもののかなというふうに、推測するのだけでも、その史料を分離することは可能なかってことです。だから、その人が文書に書いたこととは別に、その人から聞き取った生の部分っていうのが分かるように、史料を公開できるかっていうことですよ。というのはですね、史料っていうのは、やっぱり復元可能性っていうことが大事だと思うんです。元になる原史料が、できるだけ現時点で復元して、それが公開されるってことが、史料を扱う時の基本的な考えであるべきだろうと思うんです。合成してしまうと、一体どこからどこまでがどの史料なんだかよくわからないということになる。ある意味、パネルを作った人の恣意性ってが入っているのかどうなのか、検証が不可能なんです。その検証可能性っていうのが大事だと思います。史料を復元して、追検証するというのが展示の客観性を保つ上でも不可欠なことだと思います。だから、特にDさんの史料、元の取った時の史料ってあるのかどうなのか。それがあれば、いつ、どこで、誰が聞き取ったのか、そこらも確認されてるかってことです。そういう聞き取りの原史料がないと、これはDさんが、すでに本で書いてあることをそのままコピーしただけですかね、というふうに受けとめられる可能性もあるかな。一体、オリジナリティがこの展示史料のどこにあるのかっていうことは、やはり厳密に分かるようにするべきだろうな。

Cさんの資料だけど、この方の史料は、何が元になっている史料なのか、わかれば確認できる

といいなと思います。ある史料の一部を展示したものだと思うんだけど、その人から、オーラルヒストリーで対話しながら聞き取ったものなのか、その人が手記を書いて、その手記を基にして、そこから取ってきたものなのか、あるいは、講演会かなんかやって、そこで話したことが元になっているのか、よくわからないのです。まあ、仮に展示するにしても、「その元々の史料を、見せてくださいよって、本当なんですか」って聞かれた時に、あるいは、それはどういう文脈で語ってるのかを知りたいなという、研究的な立場から見たいって人が出てきた時に、全体としてはこうですよということが分かることが、史料展示としては、大事なことなのかなと思います。本当は、私あの大変貴重な C さんの体験っていうのは、一生涯の体験で、現在でもやっぱり苦しいものを背負って生きておられると思うんです。ぜひ丁寧に生い立ちから今日に至るまでの、貴重な人生体験を聞いて後世に伝えるべきだろうなと思います。その上で、どこを展示するのかとかいうことをもう 1 回考えた方がいいんじゃないかなと思います。前回の委員会で指摘したので、繰返しません、現状ではかなり厳しいと思います。一つの部分だけを切り取ったものでは厳しいのかなと思います。で、そういう再調査と展示パネル修正が可能なのかなのかってということなんです。

A さんの史料なんだけど、A さんの史料も元になったデータってのはあるのかなのか。おそらく複数の史料が合成されてると思うんだけど、それぞれの証言を取られた日付とか、誰が聞いたとか、どんなことを、その時に語っていたのかっていうのを、元々の史料に遡って分かるのかなのかっていうことですね。そういうことが歴史史料の復元可能性ってことで言うと大事でしょう。

それから、最も基本的なことなんけども、平和祈念館に物的史料が展示してありますよね。それと、A さんの証言は、物的史料を基本的には直接裏付ける証言というふうに確認できるものなのかどうか。要するに、生体実験が行われたとされる物的な証拠と照合して、それを口述証言が裏付けて合致しているのかなのかということなんです。そこは、最も基本的な前提になることだろうと思うので、念のために、お聞きしたい。要するに、物的な史料と口述史料が、照合して合致しているのかなのかということなんです。このパネルの文章は、割と文学的に書いてあるんですよ。事実関係がどうなのかっていう、物的な証拠とどういうふうに照合しているのかっていうところが、はっきりと書いてないものですから、もう一回確認したい方がいいのかなと思います。このパネルの文章は文学的、ルポルタージュ的な文章で、パネル展示にはそぐわない文体だなという印象はもっているの、そういう疑問があるということなんです。以上です。

(座長)

今のような形で続けたいと思いますので、お願いします。7 番さん。

(7 番の委員)

お願いします。今の 8 番の方の答えになるかどうかわかりませんが、D さんについては、私も直接聞いたことがありますし、何人もの人が聞いたことがあると思いますが、あそこのパネルの内容は、D さんがのちに本に書いて出版したものが中心、ほとんどだというふうに思います。この証言で、本に書いてあること以外、なんかないとダメだとかそういうことではないと思います。本に書いてあることで遺族も展示してもいいという了解があれば、いいんじゃないかと思います。それから、C さんですが、ご存知かと思いますが、宮田村にいらっしゃる方で、現在



90歳を超えていますけどご健在の方なんです。それで、いろんなところで証言されたり、また、書いたものもあるわけですけども、今のようなお話を、Cさん自身にですね、健在でお話できるので、Cさんにこの会に来ていただいて、直接私たちが、Cさんから聞き取りをするということもできると思いますし、先日Cさんに会う機会があった時に今度会合があるということ言いましたら、「私が、必要ならば、お話してもいいですよ」ということを直接本人も言っておりますので、そういうことも可能だと思います。時間が取れるかどうか、90歳以上の方に夜出てきていただけるかどうか、そこらへんはちょっと考えなければいけないことではありますけれども、直接Cさんから聞いて、それに基づいて、今出ているパネルに付け加えるとか、あるいは、修正があっても私はいいと思うんですけど、そういうふうにしていけば非常にいいというふうに私は提案したいと思います。それから、Aさんですね、Aさんのものも、これは先ほど、12番の方が言ったように、証言したビデオが残ってるわけですね。だから、それに基づいて書かれた部分、また別のところで聞いた部分って、色々ありますけど、どこに根拠があるかということは、元へ辿ることができると思いますので、それは丁寧にやった方がいいかなということをおもっておりますし、もう見られた方もいるかと思いますが、このビデオについては、ご本人のAさん自身が、先ほどお話ありましたように、ぜひ自分がやってきたことを、みんなに、特に若い人たちに知ってもらいたいってことを言われてるわけですね、そのビデオの中でも。本人は、ビデオを取ることも認めておりますし、公開することも認めていた上でやったことですので、もちろん遺族の意向ということもあるかと思いますが、やはり本人の意向ということは非常に重いのではないかというふうに私は思っております。お答えになったかどうかわかりませんが、ちょっとそんなふうに思いました。以上です。

(座長)

今のような形で、発言に対して重ねたりしながら、あるべきというかこうありたいという展示パネルのイメージを聞きながら、具体的には、短い時間で見させていただいたところで、先ほど8番さんも言われたような形で、例えば、私の記憶では、Cさんの場合の最後だけ、鍵括弧があるんですが、実際にどっから取ってきたか、ちょっとわからないんです。最後、ここだけに鍵がかかって、上には鍵括弧がないってというようなところも含めて、Aさんの下の、これで学んでいたんですけど、1番下のところのフレーズは、もちろんAさんが言ってるだろうけれども、いつ言っているのかとか、そこら辺のところパネルとして出した場合にどういうふうに繋がっていくのかなってというような、明らかにしておきたいっていかね、知っておきたいってことにならないんじゃないかというふうに思います。記憶が薄れたところでしゃべっています。はい、お願いします。はい、どうぞ。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

今個別の内容に入っているの、展示してあるものをもう一度ご覧いただく時間を取っていただいてもいいかなと思いますので、また必要ならそういう時間を取っていただきたいと思います。

(座長)

もう一度見てみますか。要するに、見ながら先ほど8番さんご指摘いただいたような部分のことを重ねながら実際、収集委員会さんの方で、出していただいたのを見ていった時に、これは、ここはなんとかならないのか、これはこういう形で活かせるのかなとかね、というふうな形で具

体の中でやった方がいいような気がするんですね。もちろん8番言われるように課題があるわけですので、それはもちろんでございますけど、どうですか皆さん見てみますか。

(12番の委員)

真っ黒に塗ったりしたようなものをね、見てもらっているけれど、真っ黒に塗ってあるようなものを見てもらうんじゃなくて、ちゃんとカラーで出してるわけですから、それをね、みんなに配ってもらって、それを話し合ってもらわないとあれでは、なんか暗い感じのものに映っちゃうんですよ。1番最初のAさんの1番下、なんで全部消したのか、消した理由までは、わかりませんが、なんであんなに消しちゃったのかね。そういうことも含めて、ちゃんとした元のやつを出してもらいたいと思うんですよ。

(座長)

今日議論を進めていくためにですね。皆さんもう1回見てみますか。何人か頷いておられるので、この前もご指摘いただきましたけど、今日の時間が終わるまでの間に、731部隊の証言パネルのことをやらなければなりません、もう1つ報告事項と、私たちの検討委員会は、731部隊だけではなくて、今の祈念館のあり方や今後のことについても、今の時点で要望やご意見あったら、それを出しておいていただく時間を取らなければならないってことでございますので、時間がちょっと心配なんです。はい、どうぞ。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。ただいま黒塗りの部分っていうところでお話がありましたが、黒塗りの部分は、お名前であったり、顔写真であったり、その方の出生からの様子そういった部分でありますので内容としては、特に影響はないっていうふうに私たちは考えておりますので、今黒塗りの部分は、そういった写真お名前ご本人の出生からの経歴等の部分でございますので、そんなことを確認いただいでご覧いただければと思います。

(座長)

それじゃ、今日のこの会を進めていくためにですね、パネルをもう一度を見ていただくと。で、時間的なことで、厳しいわけでございますけれども、見ていただいている状況を見て、私の方でボツボツいいかなっていうふうに言いますので、そういう形で時計とにらめっこでパネルを見ていただきます。

・・・各委員パネルを見学・・・

(座長)

お疲れ様でございました。改めまして、短い時間でございましたけれども今の話の上に立って、再度見ていただいたところでございますが、続いてご意見をいただきたいと思います。あくまでも、こういうふうな形のところを明らかにした方がいいとか、こういうふうな形の書き方だと、どうかなとかいうふうな形でも出していただきながら、イメージを作っていけることができればいいかなと思います。もちろん、課題は課題として出していただきたいと思います。どうでしょうか。はい、お願いします。

## (1番の委員)

展示してある物を提供していただいた方がAさんで、Aさんのご遺族が、この展示は不承諾というお話というのは、大変残念だなと思います。私は、やはり展示物の説明、背景としての展示パネルがあり、その中に、Aさんの言葉が少し入っているぐらいが適当かなと思っておりましてけれども、不承諾ということなので、Aさんの証言をパネルにするのはちょっと難しいのかなと思うんです。Aさんが、1991年の平和のための戦争展で証言されたビデオを飯田市平和祈念館を考える会の学習会2で上映された会に私も参加させていただきました。大変古いものだったので、音声ははっきりしていなかったんですが、しっかりと書き起こしていただいたその資料が手元にあります。それを聞き、読んで、このパネルを見ると、少しやっぱり違和感が私あります。このパネル、このタイトルに「私はマルタを生体解剖した」というふうに、断言するような形で書いてあります。その下にも「私は300体の生体解剖をした。」しかも、これは「平和のための戦争展等での証言」になっているので、Aさんそのものの言葉ではないのでしょうかね。Aさんの言葉ですか？それで、1991年の証言の中で、この話をされているところのAさんの話をちょっと読ませていただくと、「生体解剖と言うけれど、今の法律でいうと24時間以内に解剖することはできない。」それでも早く生体解剖しないと結果が出ないんだと。「死んでから2時間ないし3時間で解剖するんです。」「これを称して生体解剖と言われてもしょうがない。」というような形で、生体解剖というと、まるで生きている人をそのままメスを使って殺したようなイメージがありますが、実際のその物理解剖学で言うと、Aさんの証言によると、死んでから何時間か経った後に解剖をするというようなことに私は携わったと。で、それを生体解剖と言われてもしょうがない、というふうにおっしゃっています。そのような、Aさんのためらいのある証言だったなというふうに私はお聞きしました。ですので、731部隊が非道なことというのは、本当に許されざる戦争の極限のおぞましい内容なんですけれども、その告発とか断罪というものを、Aさんの証言を借りてしているというふうにも読みます。なので、Aさんの、ためらいながらも勇気を持って証言をしてくれたそのままの言葉を拾い、それで私たちは、731って何だったんだろうか、Aさんが、それまで抱えてきた苦しみとか、ご家族もそうですねえ、80年代ぐらいなんですかね、『悪魔の飽食』が出て、731のことが脚光を浴びたわけなんですけど、それに関わった人々が抱えてきた想いとか、そういったようなことを、私たちは背景を含めて受け止めて、それで証言に向き合うと言いますか、そういうふうでありたいなと思うわけですね。なので、このまま「私が生体解剖しました」というような形で出ると、これを読んだ一般の人たち、関係者の方の受け止めはどうなんだろうかという疑問を持ちます。

ただ、例えばCさんに関しては、私も存じておりますけれども、この歴史をなかつたことにしてはいけないというような想いでお話をしてくださっているのは本当にありがたいと思いますが、それはそれとして、じゃあCさんの証言をパネルとしてどう展示するのかっていうのは、また別の話になってくるのかなと思います。あとですね、証言の中でもう1つですね、「解剖記録に300体ってありますが、本当に300体かという、手伝ったのが3分の1」っていうような言葉もあるんですね、Aさんの。なので、300体私は生体解剖をした、とどこかでそういうふうに言われたのかもしれませんが、1991年の証言では、大変なためらいを持って、300体生体解剖と言われても仕方がないと、そんなニュアンスだったという印象を持ちました。以上です。

(座長)

色々のご指摘と学びをさせていただきました。ありがとうございます。続けて、さらにご意見をいただきたいたるところでございます。はい。11 番の方。

(11 番の委員)

パネルもですが、今日の毎回の展示内容の基本的な考え方のところの、展示内容について飯田市が責任を負うんだということが私としては引っかかると思いますか、重視しなきゃいけない。だから、これが事実かって、例えばあるパネルを出して、これが事実かって言って、どっかから問い合わせ、クレームがあった時に、全部教育委員会がそれは真実ですと答えられなければ、やはり危ないと思うんです。ですから、平和祈念館っていうものが、例えば飯田動物園のような指定管理であれば、それはまた別の話で、そこの運営されてる方のある程度主観って言いますかね、裁量にもなると思いますが、これを公設でやろうとすると、やはりこの全ての内容を飯田市が責任を負って展示しなきゃいけないっていうともありますんで、本当にその全部、はい、これは真実ですよって、市の方で、教育委員会の方で説明をつけられないと危険だろうなというふうに思っております。

(座長)

はい、お願いします。

(5 番の委員)

ちょっと確認ということになると思うんですけども、墨で塗った部分に関してなんですけども、おそらく、公にすることによって、個人が特定されるとそれによって様々な弊害が生じるだろうと、そういうことなんだろうと思うんですけども、ちょっと、最初の方のお話を忘れてしまった部分もあるので、恐縮なんですけども全てひっくるめてオープンにしてもいいよっていう、承諾をされた方と、それから名前を出さなければいいよっていうようなお話をされた方と、あとは全部ダメですよっていうような方と、それぞれいらっしゃるということでよろしいんでしょうかね。で、全部ひっくるめて OK ですよというふうな場合に、飯田市として出して OK なのか、それとも、今までに、すでに公になっているところもあるのかなと思うんですけども、ここでオープンすれば初めて公になることもあるんでしょうか。ちょっと、わかんない。以上です。

(座長)

質問ですので、ちょっと答えていただきたい。

(12 番の委員)

A さんについては、すでに中日とか信毎とか、いろんな新聞社で名前入りで公開されておりますし、中国のですね、王さんって人が見えて、ぜひこの展示されてるものを中国にほしいと言ってきた時も 2 回か 3 回あったようですが、その時に、すでに誰が持ち帰ってるのかということは、新聞に報道されてますので、もうそれはオープンになってると言ってもいいんじゃないかなと思います。

(座長)

5 番さんの質問について少し。はい、事務局。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。まず、承諾の関係は名前を伏せれば OK っていう方はおりません。承諾しかねる方か案

の段階で承諾してもいい、その2つ2種類でございます。この、墨塗りについては、やはり、承諾をしかねるって方がいらっしゃるので、個人が特定できないっていう、特定できる可能性があるんで、全員の方のお名前を伏せさせていただきます。

(座長)

はい。課題となる部分につきましては、最初に8番さんの方で具体的な例を挙げながら、このパネルのですね。で、この点については、こういうふうなところで検証可能であるのか、ないのかとかそういうことを語られました。ですので、そこをどのように、クリアしていこうとしているのかというようなこととか、実際にみなさんの頭の中で、展示パネルのイメージっていうような、そのものを考えた時にですね、1番さんの方では、前回も具体的な1つの、こんなような形のストーリーができればいいなっていうふうなお話があったわけですが、例えば、Dさんのトラックで丸太をひいている。ひき潰している。これを、証言としてはすごい証言ですよ。けど、Dさんは証言した後、その中でどのようなふうな思いや願いでおられるのかという心ですよ。そういった意味の証言ですよ。そういうものとどう繋げていくのかってことになるんですね。だから、どうゆう形で、私は731部隊に、このところにあるように先生に言われて行ったとか、部隊に行ってから、どういうようなことがあって、こういうことなんだと。敗戦になって、戻ってきて、やがて証言にいたる、そういう一人の人のライフストーリーの中でどういうふうにしたかという思いが証言として出さなければ、結局こう部分的につなげながら、その証言のストーリーを作っていくことになってしまうんですよ。だから、そのところが非常に難しいっていうことの中で、それに変わるものとしたら、ある1人の方を取り上げながら、さっき言いましたけど改めて証言を、オーラルヒストリーを書いてくっていう、そういう作業をしない限り、ここの中では、ほぼ了解される線が出ないんじゃないかというふうに思ったりするわけです。で、その辺のところ非常に悩んでおりますので、そのことも含めながら、重ねながらですね、どういう展示ができるのかっていうことを見る形ですね、ご発言をいただきたいですね。お願いします。どうでしょうか。7番さんありますか。いいですか。指名する気はないので。ごめんなさい。

(8番の委員)

1番さんのご発言は、動画の記録に基づく実際にご覧になった体験とそのパネルでの説明との間に多少というか、乖離している部分もあるのかなというご発言だったと思うんです。展示原則としては、できるだけ生の史料を展示していく、いわばその間にできるだけ主観的な加工が入らないものを載せるということは、大変大事なものだだろうなと。その方が歴史の真実、事実を伝えるという点では優先すべきです。ただ、この人はどんな生涯を送って、どういう場面で、どういうふうに語ったとか、そういうものは、やはり展示する方にご理解いただけるような、背景説明としては、あった方がいいと思います。その講演動画は、だいぶ聞き取りにくかったんですね。平和資料収集委員会の方が、書き起こしていただいているんですか。そういうのがあればね、その文起し文書を見ながら、その人がどんな表情で語っているかということも含めて、より立体的にわかっていいのかなと思うんです。そういう重層的な展示の工夫というものを、追求することは大事だし、1番さんの見たご感想は、大事なことだろうなと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございました。

(4番の委員)

すみません。話が行ったりきたりして申し訳ないです。やっぱりここで、先ほどの1番さんのお話を聞いたりパネルを見たりして、あ、そうなんだな、多少の違いがあるんだなってことも学ばせていただきました。私先ほど11番さんが発言された時に、自分もちょうどそのタイミングで同じこと思ったんですが、ここで展示を考えているのは、飯田市のパブリックな祈念館にどういう展示をするかっていうことで考えているので、やっぱり大前提は、そこで考えるべきじゃないかと思います。私も731のことを学ぶ場があったり、それをこの先の平和に繋げていく学びをしたりするってことは本当に大事だと思いますし、そういうことは、別に変に隠したりする必要はないというか、そういうことは思っていますけど、たまたま今私たちが話し合っているのは、飯田市という公の祈念館ではどういう展示をするかっていう、そのベースは常にあった方がいいと思います。ところが、私は、じゃあ公設の祈念館だとかいうことができ、こういうことはダメとか、そういうことは詳しくはわからないですけど、ただ今のような、ずれがあるとか違いがあるっていうことがあると、やはりそれはもっと検討して、このまま展示っていうのは難しいのかなってことを感じながら聞いていました。あと、今日の話でもう1つは、Aさんご自身のご意思だったり、お気持ち大変強いものがあるなと思いました、合わせてご遺族の方の気持ちもそれと同じように大事にしたいと思います。やっぱり、人がいなくなっちゃうとか、亡くなった時に、実際悲しいのは残された人ですよね。今生きてる人がどう感じるかってことも大事に考えた方がいいかなってことは思いました。

(座長)

5番の方。

(5番の委員)

パネルを拝見した感想ですね。作り手側の強いメッセージを発信したいというようなお気持ちっていうのは共感できるところもあるんですけども、ただ、そのメッセージが強くなればなるほど恣意的なふうに受け止めてしまう。そういう部分もあるので、本当に言いたいことで、全部出してしまえばいいっていうものでは決してなくて、あの秘すれば花じゃないですけども、受け手の方に委ねるとそういったことも、技術的なこととしてあるのかなというふうに思いますし、公の施設として、情報発信する以上はアクセル全開というわけにはいかなくて、アクセルとブレーキっていうのを両方含みながら、バランス感覚っていうのがやっぱり僕も大事だと思いますので、そういう点で、パネルの組み方もそうなんですが、やはり証言は証言として分けてもいいのかなってことを思いましたし、その辺もう少しくまくやっていく、改善していく余地があるんじゃないかなっていうふうに感じました。以上です。

(座長)

はい、ありがとうございました。皆さんのご意見を聞きながら、どの点を整理しようと思いつつながら、自分も色々考えてまとめることはできませんでした。なんか証言パネルはしんどい、なんか難しいなという、その形をまだ出すのではなくてどういうふうにすればできるのかっていうようなそのご意見も出ております。それが時間的にどういうふう調整しながらできるかっていうことは、まだ詰めなければわからないできないわけでございますけれども、そんなふうな形で話は

あったと思います。証言パネルだけで終わるのではないというような考えもちらっと出ておりましたので、そこら辺のこともまた続けて考えていきたいと思います。それから、祈念館の中の色々な展示がありますが、やはり証言として出ているものもあるわけですね。やっぱり反戦で平和であるってということと、なんで人はこんなことまでこうしてしまうのか、これがその戦争なんだという、そういうところをこう語って、こうゆうふうに言うてしまうと身も蓋もありませんけど、そういうふうな形の証言の赤裸々な言葉を欲しいってというような気持ちがあります。で、その中にうまくまとめられないわけでございますけれども、課題の方は、かなり見えたというふうに思っておりますのでまとめられますか。いいですか。はい、どうぞ。

(1 番の委員)

731 の歴史が、あったなかった論ではないんですね。飯田市教育委員会さんも、この歴史に向き合わないわけではないと思うんですね。もちろん、展示パネルは見送ったというようなことはありましたけれども、なんとかして展示物を活かし、子供たちとか一般の人にこれを通じて本当に戦争の悲惨さとかそういったようなものを考えてもらいたいと、あと証言を何らかの形で生かしたいというような思いがございまして、こういった議論をされているんだろうと私は思います。なので、展示をするしないというような、二項対立的なそういうものを今招いていること自体が、ご遺族の方たちが悲しんでいるところではないかなという感じもするんですね。証言に謙虚に向き合い、そして例えば D さん、C さん、B さんの体験してきたものを否定するわけではない、それが嘘だとか言っているわけでは全くない。今回のことで C さんが心を痛めておられるのは、本当に悲しいなっていうふうに思うんですけれども、でも、せっかくの資料、せっかくの証言を、どういうふうに展示をするか。展示論のですね、それを歩み寄ってと言うんですか、いいものにしていきたいなというふうに思っております。

(座長)

今日の流れてきたここまでのところのまとめていただいたようなそんな感じでもおります。もう 1 つの報告がありますので、それを出していただきながら事務局の方で次回の展望というようなことを含めて、それから、先ほど出ておりました意見もありますので、そこら辺のところも含めてお答えをいただきたいと思います。

(12 番の委員)

最後、ちょっと一言だけ。731 部隊についてはいろんな意見があると思うんですけれども、私たちはですね、731 部隊だけじゃないんですね。南京のも、南京大虐殺の問題とか平岡ダムの問題、それから飯島発電所の問題もあるんですよ。で、最近下條のある先生と高校の先生やって今 94 歳ぐらいの人なんですけど、その人の証言はですね、私は飯島発電所に、旧制の飯田中学に行っとなった時に動員されて、勤労働員として、木沢から飯島まで相当長い距離のトンネル工事をさせられたと。その時に朝鮮の人たちもみんなこき使われておったと、そういう話をお聞きしたんですが、それは伊賀良の先生にもお聞きした、同じようなことをお聞きしておるんですけれども、やはりまだまだ加害の歴史でね、しかも飯田下伊那の中の加害の歴史で、もっともっとみんなに知ってもらいたいと言って私たち原稿を作ったのがあるんですよ。それもカットされてるわけですね。飯島発電所については、全然説明を載せてもらってないんですよ。で、南京についても、あそこには、日の丸の旗について説明がありますけれども、あ後の問題なんですよ、

南京の問題については。だから、そういうようなことも含めて、もっともっと展示についてね、継続して話をさせていただきたいというふうに思います。

(座長)

はい、ありがとうございました。この間、祈念館展示の年表等に、少し紙を張り付ける形で補充をしてありますね。例えば、飯田高校の「希望の像」の三菱名古屋航空機工場が昭和東南海地震で倒壊し5人亡くなられたんですが、5人亡くなられたと書いてあるんだけど、実はもう1人「希望の像」では、上伊那の竜東の手良の飛行場建設現場の落盤事故で飯田中学の3年生1人が亡くなっています。6柱の慰霊と、飯田高校の戦没同窓生の鎮魂と平和を願うのが、希望の像なんです。当時の軍事建設現場の1人の死者が抜けてしまっていることはまずいじゃないかなってことは申し上げてはありますけれども、まだまだ展示を含めながら、展示の中で全部ではないけど補充していける部分があるんじゃないかと思ってます。すみません。それじゃ、事務局の方お願いします。

## 4 報告事項

### ・小中学校への貸出教材について

(秦野次長)

はい。それでは報告事項を時間ちょっと過ぎておりますけどもさせていただきたいと思います。小中学校への貸し出し教材についてご説明を差し上げたいと思います。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

資料ナンバー2の3ページをご覧ください。小学校への貸し出し教材につきましては、前回の会議でも今検討していることを報告させていただいておりますが、1番の目的にあるように小中学校の授業において、祈念館で所蔵している平和資料を有効活用することで児童の、理解または平和学習を進めるという目的で取り組んでおりまして、2番にあるように先生方と意見交換をする中でできるだけ実物を見た方が実感がわくとかそういったご意見をいただく中で、今3番にあります小学校3年生の国語の授業にちいちゃんのかげおくりに関するそういった授業もごございますので、そこで活用できるものを、まずは1セット作成をして活用を進めていきたいというふうに考えております。概要にありますように、ちいちゃんの父親が出征する場面や空襲を受ける場面そういった物を単元の内容に沿った形で当時の服装や寄贈された資料を通して当時の暮らしぶりを体験できる。そんな形で考えておりまして、実際に祈念館に寄贈された資料では、その写真にあるような物、それから、他の写真等も活用できるものがあれば一緒にということ考えております。合わせて、実際の当時の生活ぶりということでもありますと、なかなか資料がございませんので、自作する物ということで、市内の方に今お願いをしているのが、女の子の服装他4点ということで、現在進めてきております。まずは、これを試行的に使いながら今後の小中学校での活用について引き続き検討を進めていく予定でございます。報告は以上でございます。

(座長)

引き続きよろしく願いいたします。



## 5 その他

(秦野次長)

はい、それではその他に入らせていただきたいと思います。座長どうもありがとうございました。本日長い時間協議をしていただきまして改めて御礼を申し上げます。多くの意見を頂戴いたしまして、最後にもなりますけれども、私どももご意見を参考にさせていただきながら祈念館を訪れた皆さん1人1人が平和の大切さを語り継ぐ学びの場になるように検討してまいりたいと思っております。ご意見の中にもございましたけれども、現在、展示してある史料でありますけれども、さらに市民の皆さんから寄せられた多くの資料が保管されてることもございます。本日は、小中学校の貸出教材の活用をご紹介させていただきましたけれども、今後も展示内容の基本的な考え方にのっとり、主体的で対話的で深い学びに繋がる学習の場となるよう検討していきたいと思っておりますので、今後ご意見をいただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

## 6 閉会

(秦野次長)

それではお時間になりましたので閉会とさせていただきます。座長、本当にありがとうございました。委員の皆様も、多くの意見を頂戴いただきまして大変ありがとうございました。本日はご多忙の中お集まりいただきまして熱心にご議論いただきまして、お礼申し上げます。それでは、飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。